

「GLTD」に加入されると、以下のサービスをご利用いただけます。

|                        |                              |                                                                             |
|------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 人事労務<br>担当者様向け<br>サービス | メンタルケア職場サポート                 | メンタルヘルス不調を抱える社員への対応や職場のメンタルヘルス対策・体制作りについてのご相談など専門家が電話で相談をお受けします（予約制）。       |
|                        | 休職・復職サポート                    | メンタルヘルス不調等による休職・復職に関する実務面での具体的な問題について臨床心理士等の経験豊富な専門スタッフが電話またはメールにてアドバイスします。 |
|                        | 健康だよりお届けサービス<br>（健康・介護チャンネル） | 健康管理に関するトピックスをWebでご提供します。                                                   |
|                        | ストレスチェックサポート                 | 従業員の心理的な負担の程度を把握できるストレスチェックをWebでご利用いただけます。                                  |

|             |            |                                                                                                                                                                      |
|-------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メンタル<br>ご相談 | メンタル相談サポート | 会社には相談しづらい“こころの悩み”に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。なお、ご希望により、臨床心理士等による電話相談もご利用いただけます（予約制：平日10時～17時）。<br>（注）治療に関するご相談はお受けできません。                                               |
|             | メンタルITサポート | Webで提供する健康・介護チャンネルでストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等が可能です。メールによるご相談は精神科医等がお応えします。<br>（注1）治療に関するご相談はお受けできません。<br>（注2）メールでのご回答は、通常3～4営業日程度要しますが、ご相談内容によってはそれ以上の日数を要する場合があります。 |

|                     |              |                                                                                              |
|---------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康・医療・<br>介護<br>ご相談 | 健康・医療・介護のご相談 | 健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩みに、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。                                             |
|                     | セルフ健康診断サポート  | 最寄りの人間ドック施設などをご紹介します。電話またはWeb（健康・介護チャンネル）でご利用いただけます。<br>（注）各種検診・サービスの費用は、ご利用いただく方の自己負担になります。 |
|                     | 病院情報のご提供     | 全国約16万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。<br>（注）このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。         |

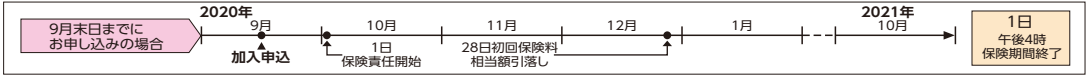
|              |                    |                                                                                                 |
|--------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各種手続き<br>ご相談 | 税務・フィナンシャル<br>サポート | 医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまなご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます（予約制）。<br>（注）一般的なご質問については、専門スタッフがお応えする場合があります。 |
|              | 公的給付申請サポート         | 障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。                                                           |
|              | 福祉情報のご提供           | お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。                                                           |

※ サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。  
※ 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。  
※ サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。  
※ サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。  
※ サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。  
※ サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。  
※ 上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に加入者証と共に交付する「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認ください。

ご加入にあたってのご注意

■保険責任の開始時期  
GLTD（売上高方式・全員加入型）は、全国商工会連合会を保険契約者とし、2020年10月1日午後4時から1年間を保険期間とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。2020年9月30日までにお申し込みいただいた場合は新規加入となり、保険責任開始日時は2020年10月1日午後4時となります。  
2020年10月1日以降お申し込みの場合は中途加入となり、お申込月の翌月1日午前0時が保険責任開始日時となります。

■保険料相当額の集金方法・時期  
2020年10月1日に保険責任を開始した加入者分の第1回保険料相当額は12月28日に、自動引落としとなります。また、第2回以降の保険料相当額は第1回引落日の翌月から毎月27日に自動引落としとなります（金融機関休業日の場合、翌営業日）。なお、全国商工会連合会は当プランの保険料相当額の集金を三菱UFJニコス㈱に委託していますので、通帳に記入される請求者は「ショウコウカイス」となります。



注意：口座引落しは不能の場合は、翌月に2か月分をお引落しいたします。  
・このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。  
また、詳しくはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご用意していますので、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。  
・ご加入の際は、加入申込票の各項目（生年月日・年齢・性別・他の保険契約等の有無など）について正しく記入してください。  
・事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。  
・この保険は全国商工会連合会を保険契約者とし、各地商工会の会員事業主を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。  
・団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（全国商工会連合会）に交付されます。  
・他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。  
・健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

（引受保険会社）  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

立ちどまらない保険。  
MS&AD INSURANCE GROUP

● ご相談・お問合わせ先

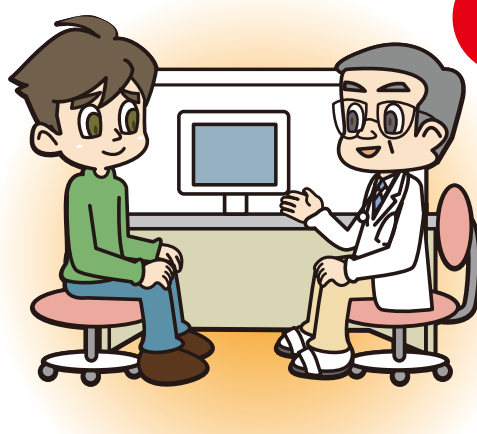
商工会会員の皆さまへ



最長65才まで、所得を補償する保険です。  
商工会の長期休業補償プラン（売上高方式・全員加入型）のご案内  
GLTD（団体長期障害所得補償保険）



ケガや病気で仕事ができない間、  
最長**65才**まで補償を継続して  
受けることができます。



ケガや病気による長期療養時の  
**所得を補償**します。  
また、うつ病等の精神障害も  
カバーします。

団体割引  
20%適用

- GLTD（売上高方式・全員加入型）は商工会の会員事業所が保険料負担者となり、加入資格を満たす従業員様全員を被保険者（補償の対象となる方）とする保険契約です。
- 従業員が備えるのが難しい、超長期の就業障害リスクへの備えを提供することが可能であり、自社の福利厚生制度の拡充に寄与します。
- GLTD（売上高方式・全員加入型）は会員事業所の「業種」と「売上高」だけでお見積りが可能です。
- また、団体割引が適用可能であり、割安な保険料でご加入いただけます。

このパンフレットをご確認いただき、是非この機会にご検討ください。

◆保険期間（ご契約期間）：2020年10月1日午後4時から2021年10月1日午後4時まで

（注）次年度以降、ご契約内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、保険契約の満了する日と同一内容でご継続のお取扱いをいたします。保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

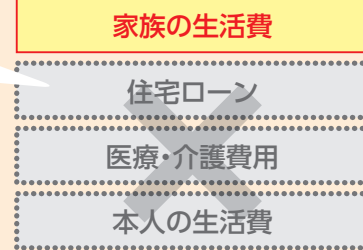
|                |                                                                                                                                                |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 加入資格<br>（被保険者） | 2020年10月1日において満15才以上満64才以下の商工会の会員事業所の事業主（法人の場合は役員）、従業員で健康保険等の対象となる方が加入できます。これらの対象にはならないパートタイマー、アルバイト、季節・周期的労働者の方と、欠勤等があっても収入が減少しない役員等は加入できません。 |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

全国商工会連合会  
引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

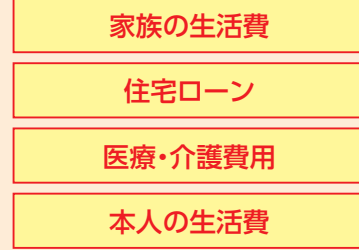
## ケガ・病気により働けなくなって「所得喪失」状態となると、死亡した場合以上の経済的負担が発生することがあります！

公的給付や生命保険等の自助努力による「一時金や年金の給付」、「ローン等の返済軽減」等死亡時には各種補償があり負担軽減が可能です。就業障害発生時にはそのようなものはありません。

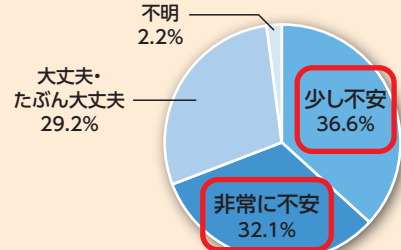
### <死亡時>



### <就業障害発生時>

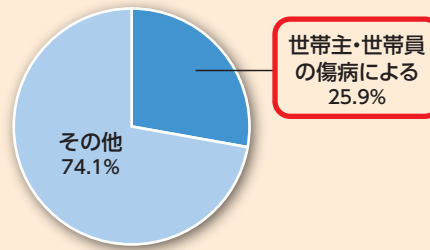


世帯主に万一のことがあった場合の経済的備えに対する安心感・不安感



出典：公益財団法人生命保険文化センター「平成27年 生命保険に関する全国実態調査」より

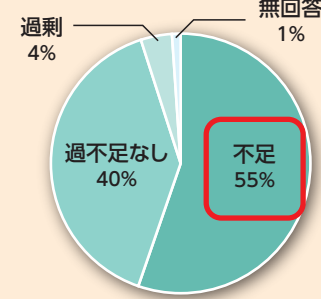
生活保護を開始する理由



出典：厚生労働省「平成28年度 厚生統計要覧」より

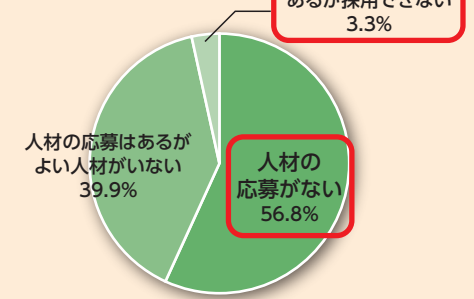
## 人材確保が難しくなる中、人材確保・定着に向け福利厚生制度を充実させることが有効です！

### ■人材の過不足状況について



出典：平成28年6月 日本商工会議所「人手不足等への対応に関する調査」より抜粋

### ■人材を確保できない理由



出典：中小企業庁委託「中小企業・小規模事業者の人材確保と育成に関する調査」(2014年12月、(株)野村総合研究所)より

## GLTD(売上高方式・全員加入型)は従業員の不安解消にお役立ちできる制度になります。

### 従業員のニーズに合致すること

多くの方が世帯主に何かあった際の経済的備えに不安を感じています。また、生活保護の開始理由から、世帯主の傷病による所得喪失への備える難しさが読み取れます。このようなリスクに対して最長65才まで補償できますので、従業員の不安解消に役立ちます。

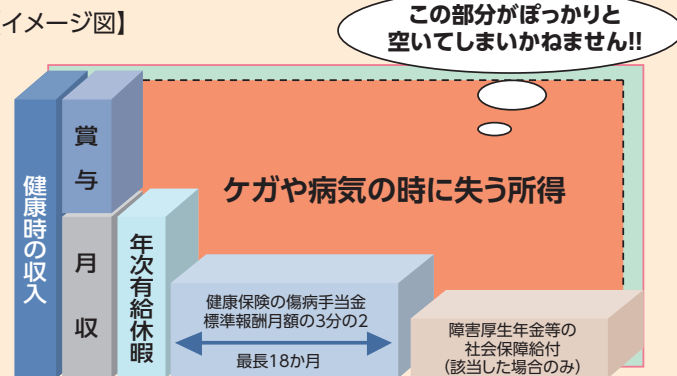
### 「従業員を大切にしている」というメッセージが発信できること

従業員の不安を解消することで、「従業員が安心して働ける職場環境」を作ることができます。また、最長65才まで補償する制度を導入することは「従業員を大切にしている」というメッセージ発信の手段として有効です。

## 1 もし、長期間働けなくなったら…

休職する場合、会社からの給与が失われ、社会保障給付に頼らざるを得ません。しかし、健康保険の傷病手当金給付額は標準報酬月額額の3分の2であり、その給付額も18か月で終了するために、その後は原則として所得がなくなります(ただし、所定の高度障害に該当した場合には、障害厚生年金等が給付されます)。

【イメージ図】



## — GLTDのメリット —

### 長期療養時の補償

ケガや病気により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で65才まで所得を補償します。

### 精神障害も補償

躁うつ病等の精神障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で24か月所得を補償します(精神障害補償特約セット)。

### 一部復職後も補償

職場に復帰しているけれども完全には仕事ができないなど、一部復職していても収入が20%超減少している場合にはその減少割合に応じて継続して(最長65才まで)補償します(保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません)。

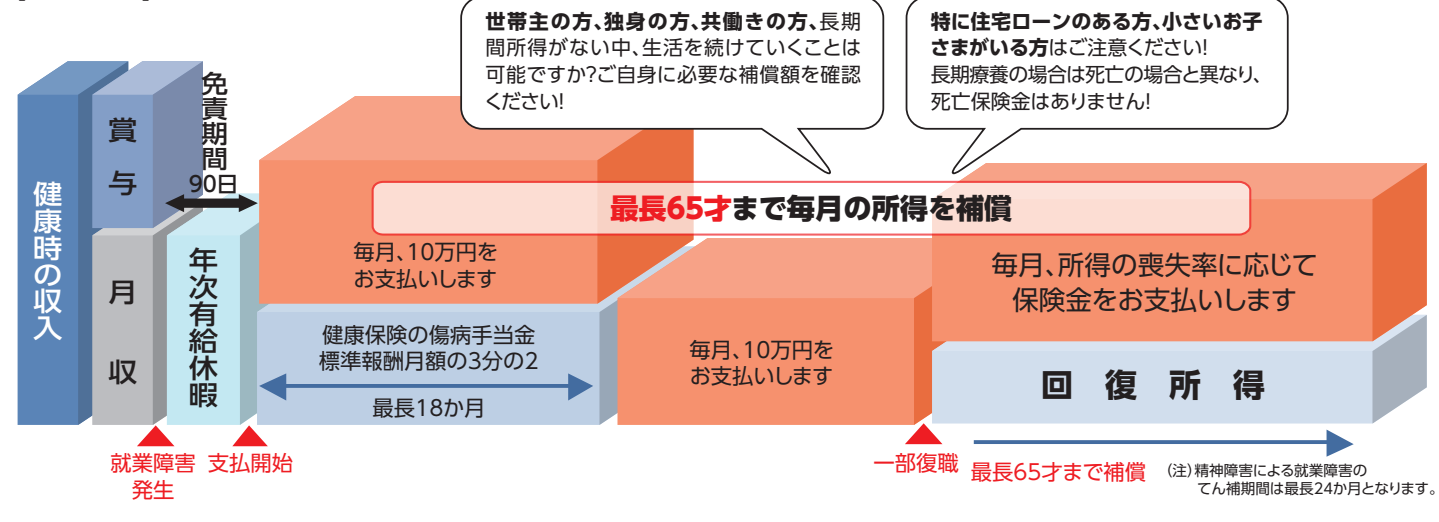
### 業務外のケガ・病気も補償

ケガや病気の発生が、国内外を問わず、また業務中・業務外を問わず、24時間補償します。

## 2 GLTDがあればこう変わります！

ケガや病気により欠勤・休職期間が長期化し、90日(免責期間)を超えても仕事に復帰できない場合に、最長で65才まで所得を補償します。この保険制度により、毎月10万円の補償を受けることができます。

【イメージ図】



## GLTD(売上高方式・全員加入型)の対象企業

|     |                                                                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 売上高 | 直近会計年度の売上高(税抜)が1億円以上～100億円以下であること<br>※業種および売上高から被保険者数を換算した結果5名未満となった場合はGLTD(売上高方式・全員加入型)ではお引き受けできません。 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※売上高による制限の他に以下の業種についてはGLTD(売上高方式・全員加入型)ではお引き受けできません。売上高・業種の制限によりGLTD(売上高方式・全員加入型)でお引き受けできない場合はGLTD(全員加入方式)でお引き受けいたします。  
【GLTD(売上高方式・全員加入型)でお引き受けできない業種】  
農業、林業、漁業、金融・保険業、政治・経済・文化団体、宗教、公務、情報サービス業

## 保険料例

| 保険料算出条件    |                           |
|------------|---------------------------|
| 業種         | 卸売・小売り業                   |
| 売上高        | 500,000千円                 |
| てん補期間      | 65才満了※1                   |
| 免責期間       | 90日                       |
| 1名あたりの保険金額 | 10万円/月                    |
| セットする特約    | 精神障害補償特約(2年間)<br>天災危険補償特約 |
| 団体割引       | 20%                       |

| 保険料   |          |
|-------|----------|
| 月払保険料 | 36,870円  |
| 年間保険料 | 442,440円 |

※1てん補期間は65才に達した日まで。ただし、免責期間の終了日の翌日から65才に達した日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。  
なお、65才に達した日とは、65才の誕生日の前日をいいます。